

高圧ガス取扱ガイドブック(液化塩素編)(改訂版)
法改正に対応した修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「高圧ガス取扱ガイドブック（液化塩素編）（改訂版）」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

《 一般基礎知識編 》

章・節・項	頁・行	新	旧
I. 高圧ガスの一般的性質 6.1 毒性ガスの定義	p. 24 13 行目	「およびその他のガスであって、 <u>毒物及び劇物取締法</u> 第 2 条第 1 項に規定する <u>毒物</u> を毒性ガスという。」	「およびその他のガスであって <u>じょ限量が 200 ppm 以下のものを毒性ガス</u> という。」
6.3.1 ACGIH* ³ の TLV* ⁴	p. 25 10 行目	(削除)	「前記のように、法令では「 <u>じょ限量</u> 」という表現を使っているが、実質的にはこの濃度が用いられている。」
V. 保安のための設備	p. 79 4 行目	「ガス漏えい検知警報設備（以下「 <u>検知警報設備</u> 」という。）は、 <u>特定高圧ガス</u> の消費設備からの漏えいを早期に発見し、」	「ガス漏えい検知警報設備（以下「 <u>検知警報設備</u> 」という）は、 <u>可燃性ガス、毒性ガスおよび酸素</u> の消費設備からの漏えいを早期に発見し、」

《 液化塩素編 》

章・節・項	頁・行	新	旧
2.7 人体に対する毒性	p. 9 12 行目	「(二) 許容濃度は 0.5 ppm である。」	「(二) 許容濃度 (<u>じょ限量</u>) は 0.5 ppm である。」
6.4.2 貯槽および容器共通の消費の方法の基準	p. 32 12～13 行目	「② 毒性ガスの消費設備では、当該消費設備内に入る直前に、当該設備内のガス濃度が <u>許容濃度</u> 以下になっていることを確認する。」	「② 毒性ガスの消費設備では、当該消費設備内に入る直前に、当該設備内のガス濃度が <u>じょ限量</u> 以下になっていることを確認する。」
10. 設備の修理または清掃	p. 59 10～11 行目	「(ハ) 置換の結果をガス検知器などによって測定し、塩素の濃度が <u>許容濃度</u> 以下の値になったことを確認する。」	「(ハ) 置換の結果をガス検知器などによって測定し、塩素の濃度が <u>じょ限量（許容濃度）</u> 以下の値になったことを確認する。」
	p. 59 下 8 行目	「(イ) <u>許容濃度</u> 以下であることを確認する。」	「(イ) <u>じょ限量</u> 以下であることを確認する。」